

トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.139 June 2014

Contents

投資情報

商務部通知による、外商投資企業への出資に関連する重要事項の明確化

～「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」の施行～..... 2

「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」の施行

～発展改革部門の審査承認権限が地方政府、下部機関へ大幅に委譲～..... 5

投資情報 Q&A

Q:親会社保証付き人民元借入に関する規制が緩和されたと聞きましたが、説明してください。

～匯発[2014]29号の施行～..... 8

税務情報

国家税務総局が委託投資の場合における受益者の認定に関する公告を公布

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より..... 10

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第5回

連結財務諸表—改訂版..... 12

中国業務に関する主なお問合せ先..... 17

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

商務部通知による、外商投資企業への出資に関連する重要事項の明確化 ～「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」の施行～

2014年3月1日より改正施行された「会社法」(以下、“改正法”と表記)を受け、国务院や工商行政管理局から相次いで補充通達が施行されています¹。一方において、これまで商務部門からの補充通達等は公布されておらず、外商投資企業に対して、授權登録資本金制度への移行、出資払込み期限の有無、総投資額と登録資本金比率の維持、或いは出資金払込み時の出資検証報告書(驗資報告書)の要否等の重要事項についての取扱いが不明な状態でした。

今般、「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」²(以下、“同通知”と表記)により、商務部門においても改正法に則った補充通達が公布されました。同通知は、従来の実収資本(実際の払込資本金)に基づく登録資本金制度から、将来払込む予定の資本金総額、出資方式、出資期限等を定款に記載し、登記するという授權登録資本金制度に移行することを規定しています。これにより、外商投資企業の設立時における登録資本金や払込み期限等の審査が不要となりました。一方で、外商投資企業に対しては、総投資額と登録資本金比率が維持されることが明確になるなど、これまでに公布された国务院や工商行政管理局等の法律法規との齟齬の解消が図られると共に、重要事項に関する取扱いが明確化されています。

同通知の内容は、“外資に対する審査承認”と、“商務部の外資に対する統計(の計測方法)”に大別されます。

前者は、新制度下での登録資本金や出資金等の取扱いについて定めています。後者は外資の投資に関する統計の計測方法を、企業が作成する出資証明のデータに基づくものとし、当該出資証明の記載すべき内容等を定めています。同通知の詳細は以下の通りです。

1. 外資に対する審査承認

“外資に対する審査承認”に関しては、主として従来の登録資本金制度から授權登録資本金制度への移行を受け、登録資本金や出資金、払込み期限等に関する詳細を定めています。

具体的には、外商投資企業の初回の出資比率、現金出資比率及び出資期限に関する制限や規定を取消するとし、設立時などに実施されていた当該項目の審査を不要としています。同通知では、併せて“引受出資額、出資方式、出資期限は、企業の出資者(或いは株主、発起人)により自主的に決定し、併せて合併(合作)契約、定款中に明記すると共に、各級商務主管部門は回答書(批復)において上述内容を明確にしなければならない”と定めていますので、実務的には当該項目に関する審査が行われる可能性もあり、今後の実務運用を注視する必要があります。

また、特定業種において、法律、行政法規及び国务院の決定により最低登録資本金額に別途規定がある場合を除き、最低登録資本金の制限を取消すると定めています。

¹ 改正「会社法」及び補充通達の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)、Vol.136号(2014年3月)」を参照のこと。

² 2014年6月17日付け公布(商務部による対外公表は、2014年6月24日)。

出資払込みに関する取扱いに関しても、授權登録資本金制度を前提にする旨が明記されており、“暫定的に授權登録資本金登記制度を実施しない業種”以外は、企業の登録資本金の払込み状況の審査承認を行わないと定められたので、原則、出資検証が不要となります。

(【暫定的に実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度を継続する業種】一覧は別表を参照のこと)。

但し、2014年3月1日以前に認可を受けた外商投資事項は、出資者が原契約や定款に基づき、出資義務を履行しなければならないと定められています。もし変更が必要であれば、出資者は商務主管部門に対して申請し、各級商務主管部門が同通知の関連要求に基づき、審査承認を行うと定められていますので、注意が必要です。

尚、企業の登録資本と総投資額の比率は、「中外合弁企業登録資本金と総投資額比率の暫定規定」及び、その他現行の有効規定に合致しなければならないと定められています。従いまして、外商投資企業に対する総投資額の概念が維持されると共に、登録資本と総投資額の比率にも変更がないことが明確化されました³。

2. 商務部の外資に対する統計(の計測方法)

同通知には、“商務部の外資に対する統計”との項目があります。外商投資企業により作成する出資証明書は、商務部門の対外経済統計の計測手段として定められたものです。

企業は、出資後に「会社法」、「中外合弁経営企業法実施条例」、「中外合作経営企業法実施条例」等の法律法規の要求に従い、出資者に対して出資証明書を発行します(出資証明書に記載すべき項目は、右表の通り)。

企業は、投資者に出資証明書の発行後30日以内に、公印押印済の出資証明書副本及び、出資内容と関連する証明資料を所在地商務主管部門に併せて提出しなければならないとされています。出資証明資料の一例として、例えば、現金出資或いはクロスボーダー人民元での出資の場合、企業は銀行の入金帳(或いは、同等の効力を有する文書)等の提出が要求されます。

【出資証明書に記載すべき項目】

- 企業名称
- 設立日時
- 登録資本
- 出資者(株主)名称と氏名
- 出資方式
- 払込み出資金額或いは提供する合作条件の内容
- 払込み出資日時
- 出資証明書の番号と照合日時

尚、各級商務部門は出資証明書に記載された出資方式、出資金額、貨幣種別、出資時間等を実行ベースの投資統計に計上します。

³ 同通知では「国家奨励発展の内外資プロジェクト確認書」と「外商投資企業の輸入更新設備、技術と部品(配件)証明」の手続きは、商資発 [2006]201 号に基づき実施すると定められていますので、奨励類プロジェクトに対する輸入設備の関税の免税措置も、引き続き、総投資額を免税枠の上限として維持されます。

3. 今後の動向

同通知により、商務部門においても出資検証を始めとした重要項目が明確化されました。これにより工商行政部門、商務部門は原則、改正法の内容に則った形となり、通達間の整合が一段と図られました。

現時点では、外貨管理部門においては、改正法の改正項目を反映させた補充通達の公布がない状態であり、外貨資本金の人民元転時などに、実務的な対応が必ずしも一致していません。今後、当該出資証明が出資検証報告書の代用となるのか、或いは、別途、外貨管理部門の補充通達により、人民元転時の必要書類が簡素化されるのか、不明の状態です。

現状では、外貨資本金の人民元転時に出資検証報告書の提出の要否が分かれるケースも見られるなど、必ずしも実務的に整合が取れておらず、同部門からの補充通達も待たれる状況です。

別表：【暫定的に実収資本(実際の払込資本金)に基づく登録資本金制度を継続する業種】

業種(企業名称)	根拠法
募集方式により設立する株式会社	会社法
商業銀行	商業銀行法
外資銀行	外資銀行管理条例
金融資産管理会社	金融資産管理会社条例
信託銀行、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、貸付会社、農村信用合作社、農村資金互助社	銀行業監督管理法
証券会社	証券法
先物会社	先物取引管理条例
基金管理会社	証券投資基金法
保険会社、保険專業代理機構と保険ブローカー	保険法
外資保険会社	外資保険会社管理条例
直販会社	直販管理条例
対外労務合作企業	対外労務合作管理条例
融資性担保会社	融資性担保会社管理 暫定弁法
労務派遣企業、質屋業、保険資産管理会社、小額貸付会社	2013年10月25日 国务院 第28回常務會議決定

投資情報

「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」の施行

～発展改革部門の審査承認権限が地方政府、下部機関へ大幅に委譲～

2014年5月17日付け公布「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(国家発展改革委員会12号令、以下“12号令”と省略)が同年6月17日より施行され、これに伴い「外商投資プロジェクト審査承認暫定管理弁法」(国家発展改革委員会22号令、以下“22号令”と表記)⁴が廃止されています。

12号令施行の背景には、近年進められている、認可権限の下部機構への委譲や外商投資審査項目の廃止による、投資関連プロジェクト審査の効率化にあります。12号令も「外商投資管理工作の関連問題に関する通知」(商資函[2011]72号)や、「国务院の第6次行政審査・認可項目の取消及び調整に関する決定」(国発[2012]52号)等の延長上にある規定です。

12号令では、まず外商投資プロジェクト管理を審査承認方式と届出方式の2分類にしました。特に届出方式では発展改革部門の審査承認を不要とするなど、審査承認手続きに大幅な簡素化が図られています。また依然として審査承認を要する場合にも、申請書類数の削減だけでなく要求される記載項目も削減されています。更に12号令では、これまで明確ではなかった審査承認に係る所要期間も明確化されており、手続きの簡素化及び規制緩和が図られています。

一方において、留意事項としては12号令により認可制から届出制に変更されたものに対しても、届出の不受理を前提とした規定が定められており、実質的な審査が実施される点にあります。また今回、これまで外国投資者に対して企業買収時に要求されていた国家安全に関わる外商投資プロジェクトに対する安全審査の実施が新たに規定されています。従いまして、審査承認・届出手続きの簡素化が図られる一方で、一部のプロジェクトでは審査承認、届出プロセスでの審査や管理が厳格化される可能性もありますので、実務運用での注視が必要です。

12号令の詳細は以下の通りです。

■ 審査承認権限の地方政府、下部機関への大幅な委譲

12号令により、審査承認権限が下部機関に大幅に委譲されました。従来は、奨励類や許可類の新規設立及び増資時において、総投資額やプロジェクト分類(奨励類、許可類、制限類)の別に従い、国务院、国家発展改革部門、省級や地方の発展改革部門の該当部門より認可を受けていました。特に、総投資額が1億米ドル相当額以上のプロジェクトは、中央政府機関である国务院或いは国家発展改革委員会からの認可を取得する必要があり、厳格に審査されると共に認可取得にも時間を要していました。しかし12号令により、奨励類および許可類プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」の中方持分支配要求があるプロジェクトでなければ、総投資額に関わりなく全て地方投資主管部門(すなわち地方発展改革部門)への届出手続きに変更されました。また、従来より国务院の認可取得が必要とされたプロジェクトも、地方投資主管部門或いは国家発展改革部門に所管が変更されています。

⁴ 2004年10月9日公布、施行。

更に、従来は増資時の審査承認機関を判断する際に、その総投資額は当初の総投資額と増資金額の合計としていましたが、12号令では、増資金額のみを用いて総投資額を算出する方法に変更されました。従いまして、増資時の審査承認・届出に係る行政当局についても、従来よりもより下部に位置する行政機関が所管する可能性が高くなりました。

認可権限の地方政府、下部機関への委譲に関する概要は以下の通りです。

【22号令・12号令における認可権限(審査申請/届出)の比較】

従来の認可権限(22号令)				委譲後の認可権限(12号令)			
総投資額	奨励類	許可類	制限類	総投資額	奨励類	許可類	制限類
5億米ドル以上	国务院 (審査申請)			3億米ドル以上	地方投資 主管部門*1 (届出)	地方投資 主管部門 (届出)	国家発展 改革部門*3 (審査申請)
5億米ドル未満 ～ 1億米ドル以上	国家 発展改革部門 (審査申請)		国务院 (審査申請)	3億米ドル未満 ～ 5,000万米ドル 以上	地方投資 主管部門*2 (届出)		
1億米ドル未満 ～5,000万 米ドル以上	地方 発展改革部門 (審査申請)		国家発展 改革部門 (審査申請)	5,000万米ドル 未満	省級政府 (審査申請)		
5,000万米ドル 未満			省級発展 改革部門 (審査申請)				

*1:「外商投資産業指導目録」の中方持分支配要求があるプロジェクトは、国家発展改革委員会が審査承認する

*2: 同上 は、地方政府が審査承認する

*3:「外商投資産業指導目録」の不動産プロジェクトは省級政府が審査承認する

■ プロジェクト変更時の、変更申請を要する条件の緩和

これまでは“総投資額が元の認可投資額の 20%以上を超過する”プロジェクト変更において、元の認可機関への変更申請が必要とされていました。しかし、12号令では当該条項が削除されています。

【22号令・12号令における、プロジェクト変更時における変更申請を要する条件】

従来の認可権限(22号令)	委譲後の認可権限(12号令)
国家発展改革委員会へ変更申請が必要: <ul style="list-style-type: none"> ● 建設場所における変化の発生 ● 出資者又は出資持分における変化の発生 ● 主要建設内容及び主要製品に変化が発生 ● <u>総投資額が元の認可投資額の20%以上を超過する場合</u> ● 関連法律法規及び産業政策が規定する変更を必要とするその他の状況 	元の認可機関へ変更申請が必要: <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト場所における変化の発生 ● 出資者又は出資持分における変化の発生 ● プロジェクト主要建設内容に変化が発生 (→削除) ● 関連法律法規及び産業政策が規定する変更を必要とするその他の状況

■ 審査期間の明確化

12 号令では、「外商投資産業指導目録」の中方持分支配要求があるプロジェクト、不動産プロジェクト、及び制限類プロジェクトでは審査承認申請が必要ですが、これらの審査期間の明確化が図られています。プロジェクト審査承認機関は、申請受理後 20 営業日以内にプロジェクト申請報告の承認申請を完了させるとしています。もし 20 営業日以内に審査承認決定ができない場合には更に 10 営業日の延長を決定すると共に、その理由を申請企業に通知するとしていますので、審査承認期間は最長 30 営業日以内と規定されました。

但し、もしプロジェクトに評価論証を必要とする重点問題が存在する場合には、資格を有する諮問機関に評価論証を委託するとも定められています。当該期間には上記の 20 営業日（或いは、延長され 30 営業日）は含まれていないため、注意が必要です。

■ 審査承認における申請書類の簡素化

12 号令では、審査承認申請が必要とされる場合の申請書類が削減され、特に、プロジェクト内容に関する記載項目が大幅に簡素化されています。一方において、環境保護を重視する近年の傾向を受けて、12 号令では、プロジェクト申請報告の添付資料において、新たに省エネルギー審査意見書の提出が要求されている点には注意が必要です。

■ 留意事項

12 号令における重要な留意点として、届出手続きに変更されたプロジェクトに対しても、実質的に審査が実施される点にあります。特に 12 号令では、“届出を受けない外商投資プロジェクトに対して、地方投資主管部門は 7 営業日以内に書面意見を発行し、その理由を説明しなければならない”としています。従いまして、“届出”手続きにおいて受理されず、実質的に不認可とされるケースも前提とされており、注意が必要です。

また今回、「国家安全にかかわる外商投資については国家関連規定に照らして安全審査を実施しなければならない」との条項が、新たに追加されました。これまで安全審査に関する規定は、「外国投資者の国内企業合併買収の安全審査制度実施の規定」(商務部公告 2011 年第 53 号)⁵により、外国投資者が特定業種に属する中国企業の合併買収または増資を引き受ける際のみ限定されていました。しかし今後、同規定と同様に、外商投資企業の新規設立及び増資時にも、安全審査が要求される可能性があります。但し、12 号令における安全審査に関する記載は“安全審査を実施しなければならない”との記載のみであり、現時点では、今後どのように運用されるかは不明であり、注視が必要です。

更に、12 号令では地方発展改革部門に対する監督管理を強化すると共に、国家発展改革委員会は監督管理レベルを向上するため、外商投資プロジェクト管理電子情報システムの構築を予定しています。これにより、地方発展改革部門に対する監督管理強化を通じた、外商投資プロジェクト審査承認・届出の管理強化を図ろうとしています。また、12 号令では「第 7 章 法律責任」として独立章が設けられ、各発展改革部門の審査承認及び届出機関、また当該人員等に対する罰則や責任追及にも言及しています。

従いまして、今後、外商投資プロジェクトの審査承認、届出プロセスにおける審査の厳格化が考えられますので注意が必要です。

⁵ 同規定の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.106 号(2011 年 9 月)」をご参照下さい。

投資情報 Q&A

**Q:親会社保証付き人民元借入に関する規制が緩和されたと聞きましたが、説明してください。
～匯発[2014]29号の施行～**

A:「クロスボーダー保証外貨管理規定(以下“匯発[2014]29号”と表記)」が2014年6月1日から施行され、親会社など海外機構の保証付き中国国内借入の取扱いが変更されました。従来、保証履行時には当該偶発債務の外債登記と共に、外債登記金額が当該債務残高を含めて限度額以内となるように要求されていました。しかし、匯発[2014]29号により保証履行時においても当該偶発債務残高は外債限度額管理の対象外となったため、親会社保証付き人民元借入など、クロスボーダー保証による中国国内借入規制が緩和されています。

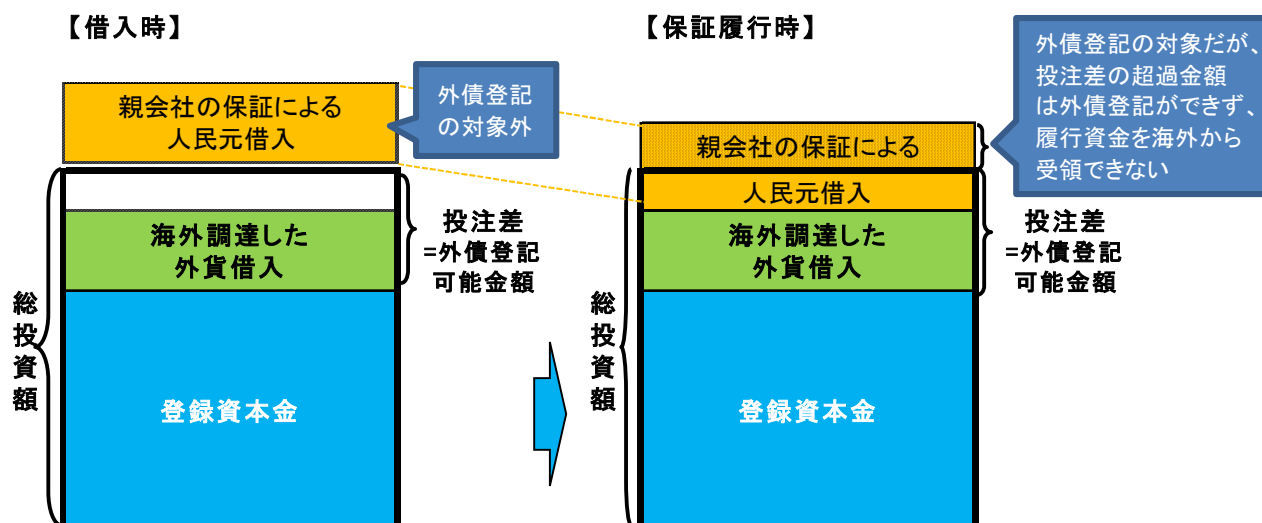
外商投資企業が海外金融機関や親子ローンなどにより海外から資金調達を行う際には、外貨管理局において、当該借入資金の外債登記を行い、且つ、外債登記金額の限度額を投注差(=総投資額-登録資本金)以内とすることが求められています。

【海外からの資金調達限度額】

$$\text{投注差(=総投資額-登録資本金)} \geq \text{中長期外債登記累計額} + \text{短期外債残高}$$

従来の規定では、外商投資企業が中国国内の金融機関から人民元借入を行う際、親会社など海外機構による保証が付けられた人民元借入であれば、借入時点では外債登記を行う必要がなく、また当該借入金額を投注差に含む必要はありませんでした。その一方で、当該借入が返済不能となり海外機構が保証を履行する際には、まず外債登記が要求され、その際には当該金額を含めた外債残高合計が海外からの資金調達限度額である投注差以内となる必要がありました。この際、もし保証履行金額が投注差を超過すれば、超過部分の外債登記が認められないため、金融機関は超過金額部分の保証履行を受けることができませんでした。

【従来規定に基づく、親会社保証付き人民元借入時の外債登記 事例】

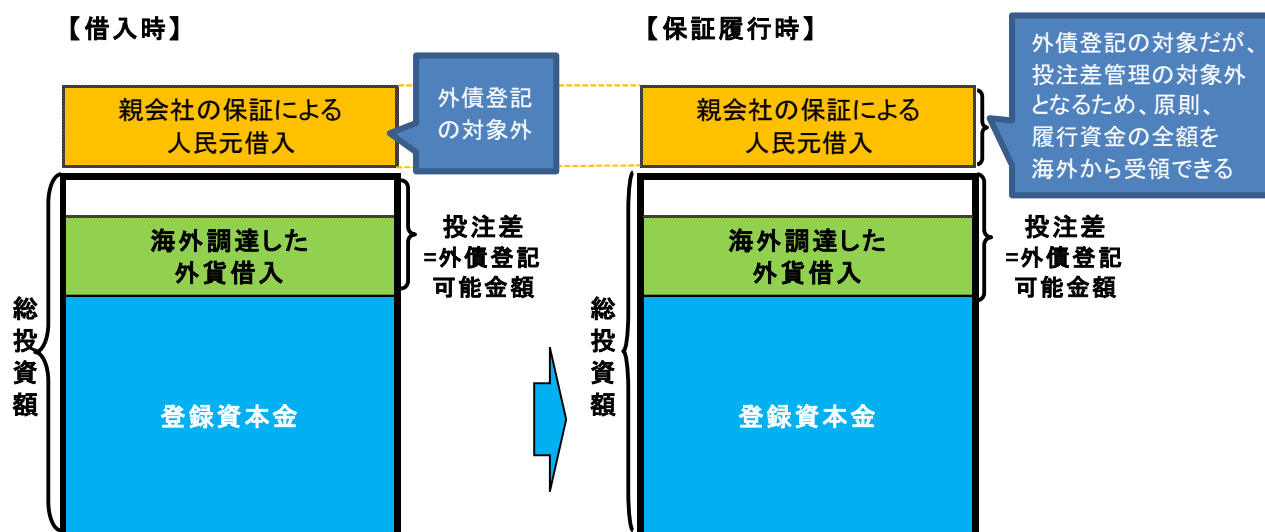


従って、規定上では借入時には当該人民元借入金額が外債残高に含まれないとの建付けでしたが、実務的には借入時点において保証履行金額を外債残高に含めて与信判断されるケースもあり、投注差を超過する場合に借入できない事例も散見されていました。

今般、匯発[2014]29号により保証履行時の偶発債務の取扱いが変更され、海外機構が行う保証履行に対して外貨管理局による外債限度額管理の条項が削除されました。更に、当該保証履行の発生時に金融機関は、直接、海外の保証人から保証履行の受入れが可能と定められました⁶。

従いまして、匯発[2014]29号の施行後、海外機構が保証を履行する場合には、履行後15営業日以内に短期外債登記を行うことが要求されますが、当該保証履行金額を投注差の限度額に含める必要は原則なくなりました。

【匯発[2014]29号に基づく、親会社保証付き人民元借入時の外債登記 事例】



このように、従来とは異なり、当該履行資金の投注差による限度額管理が緩和されています。また、従来規定では、保証履行時の外債登記は“債務者が行う”とされ、この“債務不履行の状態にある債務者が保証履行に協力する”との実務的な困難がこれまでより指摘されていましたが、今般、金融機関は直接、海外の保証人から保証履行を受けられるなど、その実効性も改善されています。

但し、保証履行により発生した対外債務は、未返済元金残高が前年度末の監査済純資産額を超過してはならないとされています。超過した場合には、匯発[2014]29号に定める“保証履行時には、投注差管理の対象外とする”との例外として外債登記枠を費消します。この際に、外債登記枠が不足する場合には、“認可を経していない無断の対外借入として処理”されますので、注意が必要です。また、この外債登記を必要とするケースでは依然として債務者が外債登記を行うと定められており、実効性に困難の伴う可能性がある旨にも留意が必要です。

従いまして、未返済元金残高が前年度末の監査済純資産額を超過し、且つ外債登記に空き枠がないケースでは当該借入が困難と判断される可能性が十分に考えられるため、留意が必要です⁷。

⁶ 匯発[2014]29号の付則資料2「クロスボーダー保証外貨管理操作手引き」に規定されている。

⁷ 匯発[2014]29号では海外企業が海外金融機関から借入を受ける際に、中国企業（現地法人を含む）が海外企業のために保証を差し入れる、国内保証付き海外貸出（所謂“内保外貸”）や、その他の形式のクロスボーダー保証についても規定されており、当該企業は匯発[2014]29号を参照のこと。

税務情報

国家税務総局が委託投資の場合における受益者の認定に関する公告を公布 デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

2014年4月21日、国家税務総局は2014年第24号公告を公布した。当該公告では、「国家税務総局：『非居住者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法（試行）』の発布に関する通知」（国税発[2009]124号）、「国家税務総局：租税条約における「受益者」をどのように理解し、認定するかに関する通知」（国税函[2009]601号）及び「国家税務総局：租税条約における「受益者」の認定に関する公告」（国家税務総局公告2012年第30号）に基づき、委託投資の場合における受益者の認定問題について具体的に規定している。

24号公告は2014年6月1日から施行される。公告が施行される前に発生した事案について税務処理が未了である場合にも、当該公告の規定が適用される。

公告の要点

- 公告の適用範囲は「委託投資」である。公告の規定によれば、非居住者である投資者は、委託投資によって取得した条件に合致する所得について、受益者として租税条約の恩典を享受することができる。
 - － 公告にいう「委託投資」とは、「非居住者が自己資金を中国国外の専門機関に直接委託し、中国居住者企業に対する持分、債権投資に用いること」をいう。ここでいう「中国国外の専門機関」とは、「所在する国家又は地域の政府の許可を得て、証券ブローカー、アセットマネジメント、資金及び証券の保管等の業務に従事する金融機関」を指す。また、中国国外の専門機関は「受託資金を自己資金とは分けて管理」し、「関連の委託あるいは代理契約に基づいて、サービス料あるいはコミッションを受け取る。受託資金に係る投資収益とリスクは、当該非居住者が取得し、又は負わなければならない」。
 - － 通常、現行の政策の下で適格国外機関投資家（即ち、Qualified Foreign Institutional Investors、以下「QFII」と略称）が関わる投資は上述の「委託投資」の規定に合致するものと我々は理解している。一方で、投資の意思決定やリスク及び便益等が異なることから、その他の金融機関を通じて行うアセットマネジメント及び投資（例えばプライベート・エクイティ・ファンド、集団投資ビークル、信託等）は、公告の適用範囲から除外される可能性が高い。また、QFIIの投資には多様な形式があるが、上述の条件を満たすもののみが「委託投資」として、当該公告の適用範囲に含まれる。
- 中国が締結しているほとんどの租税条約の下で、配当に係る源泉所得税の軽減税率は通常、受益者が配当金を支払う会社の25%以上の持分を直接保有している場合にのみ適用される。従って、関連する中国国外の専門機関が代理人とみなされる場合、非居住投資者が受益者として認定されたとしても、通常は25%以上の持分保有要件を満たさなければ、租税条約の軽減税率の適用を申請することはできない。現行の政策においては、QFIIによる中国国内企業の持分保有比率には制限があるため、非居住投資者による租税条約の軽減税率の適用もその影響を受けて、制限される可能性がある。なお、租税条約の恩典を享受しようとする非居住投資者は、その他の関連通達に規定される受益者に係る要件も満たす必要がある。

- 国家税務総局は公告において、「委託投資」の認定に関して、厳格な資料の提出に関する要求を規定している。機密保持の観点から、一部の非居住投資者にとっては、この資料の提出に関する要求を満たすことは難しいかもしれない。非居住投資者が提出する必要がある資料には以下が含まれる。
 - 投資における各当事者(当該非居住者、投資管理人あるいは投資マネージャー、カストディアン、証券会社等を含む)の間で締結された投資に係る契約書あるいは協議書、及び投資業務について説明できるその他の資料。当該資料の内容には、委託投資の元本の出所とその構成、及び各当事者が受け取る費用あるいは取得する所得に関する取決めを含めなければならない。
 - 投資収益及びその他の所得が各レベルを経て非居住者に支払われるまでのフローに関する情報や証拠、及び所得の種類認定と区分に関する説明資料。非居住者と投資チェーンにおける一又は複数の当事者との間に関連者関係がある場合、関連の取引が独立取引の原則に合致することを証明するため、関連者間取引の価格設定方針、方法及びその他の関連資料も税務機関へ提出しなければならない。
 - 税務機関が受益者の認定に必要なとするその他の資料。
- 税務機関は非居住者が提出した資料を審査する際、所得の種類を区分して処理を行う。所得が配当あるいは利子である場合、「当該所得が各レベルを経て非居住者に支払われるまでの過程で、所得の性質が変わらず、かつ当該所得が実際に当該非居住者に支払われたことを裏付ける証拠があれば、当該非居住者を当該所得の受益者として認定することができ、租税条約の関連条項に規定する恩典を享受することができる」。当該審査条件は、持分あるいは債権投資の性質が、全体の投資チェーンを通じて不変であることの重要性を強調している。
- 公告では、「投資チェーンにおける当該非居住者以外の各当事者が受け取る費用又は取得する報酬が配当及び利子と関連していれば、当該非居住者はその費用又は報酬の受益者ではなく、その費用又は報酬について租税条約の配当及び利子条項に規定する恩典を享受することはできない」と規定している。我々の理解では、これは持分/債権投資収益に対する一定の割合に基づき費用又は報酬を取得する場合を想定したものであり、固定額を受け取る場合あるいは投資額に対する一定の割合に基づき費用又は報酬を取得する場合は含まれない。
- 留意点として、「受益者」の規定が適用される所得の種類は配当及び利子に限られる。公告では、「投資収益の所得の種類がキャピタルゲイン、あるいは受益者の規定が適用されないその他の所得である場合には、租税条約の関連条項の規定に従って処理する」と規定されている。

近年、国外の資金による中国への投資の形式が多様化している中で、国家税務総局は 24 号公告の公布により、現在よく見られる投資モデルにおける受益者の認定に関する事項を明確化しようとしている。この観点からは、24 号公告の公布には積極的な意義があると考えられる。しかしながら、適格の委託投資だけでなく、より広範な投資ストラクチャーへの当該公告の適用を望む納税者にとっては、当該公告の効果は限定的と言えるかもしれない。

会計情報
 新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第5回
 連結財務諸表—改訂版

1. はじめに

今回は、2014年2月に新しく公表された改訂「企業会計準則第33号 - 連結財務諸表」(以下、「改訂33号準則」)について、その改訂の背景及び内容を解説します。

改訂の背景は「トーマツ チャイナ ニュースVol.137号(2014年4月)」で解説のとおり、中国の会計基準設定主体である財政部が、2014年になり相次いで「新」企業会計準則の改訂具体準則及び新規の具体準則を正式確定し公表していますが、これらの多くは、中国企業会計準則と国際財務報告基準(IFRS)の同等性を維持するための改訂となっています。

なかでも、連結財務諸表に関連する基準について、国際会計基準審査会(IASB)が2011年5月に3つの新基準書及び2つの改訂基準書を公表していることから、これと平仄を合わせて、中国企業会計準則においても対応する具体準則の改訂が実施された、という関係にあります。整理をすると以下の通りです。

国際財務報告基準(IFRS)		中国企業会計準則	
IFRS第10号	連結財務諸表	改訂33号準則	連結財務諸表
IFRS第11号	共同支配の取決め	新設40号準則	共同支配の取決め
IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示	新設41号準則	他の企業に対する持分の開示
改訂IAS第27号	個別財務諸表	改訂2号準則	長期持分投資
改訂IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資		

IFRSの上記5つの基準書の発効日は2013年1月1日以後開始する事業年度であり、「5つのパッケージ」の基準書として、同時に適用されています。一方、中国企業会計準則は、改訂新準則の施行日はいずれも2014年7月1日であり、中国国外に上場している企業(香港証券取引所上場企業等を含む)には早期適用することを奨励する、とされています。なお、既に新準則を適用している日系企業は、一般に2014年12月期法定決算から適用することになると考えます。

尚、上記とは別に、中国特有の規定として「補足規定 共通支配下における子会社の処分に関する会計規定」(公開草案)が2014年1月に公表されており、個別財務諸表上の共通支配下の子会社持分の処分に係る会計処理が検討されています。

以下、改訂33号準則について解説します。

改訂33号準則は、総則、連結の範囲、連結手続、特殊な取引の会計処理、移行規定、付則の6章から構成されています。現時点で、関連する応用指南は改訂されていません。なお、2006年公表の従来の「企業会計準則第33号—連結財務諸表」(以下、33号準則)から改訂33号準則への主な修正点は、下記のとおりです。

項目	改訂 33 号準則
新しい「支配」の定義の導入	IFRS 第 10 号と同様の支配の定義を採用し、支配の 3 要素、すなわち、パワー、リターン、パワーを用いる能力(パワーとリターンのリンク)の全てを保持している場合に、支配しているものとしています。同時に、従来の「リスクと経済価値アプローチ」は削除されました。
連結財務諸表の作成義務	親会社の連結財務諸表作成義務は、改訂前とほとんど変更はありません。すなわち、親会社は、連結財務諸表を作成しなければならないが、かつ、親会社はその全ての子会社(親会社が支配する別途の事業体を含む)を連結財務諸表の連結の範囲に含めなければならない、としています。また、「投資企業」については、別途、規定がなされました。
負の少数株主持分の取り扱い	子会社で欠損が生じ、連結上、負の少数株主持分が生じる場合においても、負の少数株主持分を認識しなければならない、としました。
特殊な取引の会計処理	子会社の少数株主からの持分を取得した場合の会計処理、追加投資等により非共通支配下の投資先に対して支配を獲得した場合の会計処理、支配権を喪失しない範囲で子会社持分を処分した場合の会計処理、一部の投資持分を処分する等により投資先に対する支配権を喪失した場合の会計処理等が、準則の中に盛り込まれました。

上記の改訂内容の一部は、財政部から既に公表されている「企業会計準則解釈」等の指針に含まれ、実務に反映されています。

なお、連結財務諸表の作成義務について、2012年11月に財政部より改訂33号準則の公開草案が公表されたときには、国有企業、上場企業など特定の企業は連結財務諸表を作成しなければならないが、その他の企業は作成は任意であるとの条項が盛り込まれていましたが、2014年2月に確定した改訂33号準則では、当該連結財務諸表の作成免除規定は採用されず、投資企業を除き、すべての子会社を有する企業は、連結財務諸表を作成しなければならない、とされました。したがって、中国における日系企業においても、子会社を有する場合には、連結財務諸表を作成しなければならないこととなります。

2. 用語の定義

以下では、改訂33号準則に関連する用語の定義を示します。

連結財務諸表	親会社及びその全ての子会社からなる企業集団全体の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを反映する財務諸表。
親会社	一以上の事業体(企業、投資先における分離可能な部分及び企業が支配する組成された企業等を含む)を支配する事業体。
子会社	親会社に支配されている事業体。
支配	投資者が投資先に対しパワーを有し、投資先の関連性のある活動への関与により変動リターンを享受し、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有していること。

3. 連結の範囲

(1) 新しい「支配」の定義

連結財務諸表の連結の範囲は、支配を基礎として確定しなければならないとして、IFRS第10号と同様、連結の基礎として単一の支配モデルを基準化しています。ここで、支配とは、投資者が投資先に対しパワーを有し、投資先の関連性のある活動への関与により変動リターンを享受し、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有していることを指します。すなわち、投資者が投資先に対して「パワー」「リターン」「パワーを用いる能力(パワーとリターンのリンク)」の3要素を全て保持している場合に、支配しているものとしています。

(2) 支配の要素 その1「パワー」

支配の一つ目の要件は、投資者が投資先に対してパワーを有していることです。投資先の「関連性のある活動」を指図する現在の能力を得るための現在の権利を有する投資者は、当該権利を実際に行使するか否かにかかわらず、投資者が投資先に対して「パワーを有している」とみなします。ここで、関連性のある活動とは、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動を指します。関連性のある活動は、具体的な状況に基づき判断しなければならず、通常、商品またはサービスの販売及び購入、金融資産の管理、資産の取得及び処分、研究及び開発活動ならびに融資活動等を含みます。

投資者は、投資先の関連性のある活動を指図できないことが明確な証拠により明らかになっている場合を除き、次のいずれかの状況では投資先に対するパワーを有するとされます。

- ① 投資者が投資先の議決権の過半数を保有する場合。
- ② 投資者が投資先の議決権の半数以下の議決権を保有しており、他の議決権保有者との間の合意により過半数の議決権を行使できる場合。

(3) 支配の要素 その2「リターン」

支配の二つ目の要件は、投資者が投資先の関連性のある活動への関与を通じて変動リターンを享受しているか、という点です。投資先への関与からのリターンの例としては、配当、利息、当該企業に対する投資価値の変動等が考えられます。

(4) 支配の要素 その3「パワーを用いる能力(パワーとリターンのリンク)」

支配の三つ目の要件は、投資者が、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有しているか、という点です。これに関して、投資者が投資先を支配しているかどうかを判断する時には、自らが主要な責任者、代理人のどちらとして意思決定権を行使するのかを決定しなければならない、としています。

(5) 親会社が「投資企業」である場合の取り扱い

親会社が次の条件を全て満たす場合、当該親会社を「投資企業」とします。

- ① 当該企業が、投資者に投資管理サービスを提供する目的で単独または複数の投資者から資金を得ている。
- ② 当該企業の唯一の経営目的は、キャピタル・ゲイン、投資収益またはその両方からのリターンを投資者に獲得させることである。
- ③ 当該企業が、投資のほとんど全ての業績に対する測定と評価を公正価値ベースで行っている。

親会社が投資企業であり、かつ、その投資活動のために関連するサービスを提供する子会社が存在しない場合、連結財務諸表を作成すべきではなく、その場合には、公正価値でその全ての子会社に対する投資を測定し、公正価値の変動を当期の損益に計上することになります。

4. 連結手続

改訂33号準則では、次の連結手続を改めて明確にしています。

親会社は連結財務諸表を作成する際、企業集団全体を1つの会計単位とみなし、関連する企業会計準則の認識、測定と表示要求により、統一された会計方針を用いて、企業集団全体の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローを反映しなければなりません。

- (1) 親会社と子会社の資産、負債、所有者持分、収益、費用及びキャッシュ・フロー等の項目を合算する。
- (2) 親会社の子会社に対する長期持分投資と子会社の所有者持分のうち親会社持分相当額とを相殺消去する。
- (3) 親会社と子会社、各子会社間に生じた内部取引の影響を消去する。関連資産に減損損失が生じていることを内部取引が示している場合、当該部分の損失を全額認識しなければならない。
- (4) 企業集団の観点から、特殊な取引事項に対する調整を行う。

また、子会社で欠損が生じ、連結上、負の少数株主持分が生じる場合、負の少数株主持分を認識しなければならない、としています。

5. 特殊な取引の会計処理

改訂33号準則では、特殊な取引の会計処理について、下記のように定めています。

(1) 子会社の少数株主からの持分を取得した場合の会計処理

少数株主から子会社の持分を取得する場合、親会社は、連結財務諸表において、持分の取得により新たに増加した長期持分投資と、新たに増加した持分比率により計算した取得日または結合日から継続的に計算された子会社の純資産相当額との間の差額は、資本剰余金(資本金割増または株式資本金割増)で調整し、

資本剰余金が不足し相殺できないものは、留保利益で調整します。

(2) 追加投資等により非共通支配下の投資先に対して支配を獲得した場合の会計処理

追加投資等により非共通支配下の投資先に対し支配を実施する企業は、連結財務諸表において、取得日以前に保有していた投資先の持分に対して、取得日における公正価値により当該持分を再測定しなければなりません。公正価値とその帳簿価額との差額は当期の投資収益に計上し、取得日以前に保有していた投資先の持分で持分法により計算されたその他の包括利益等に関するもの、関連するその他の包括利益等は、取得日が属する当期の収益に振り替えます。

(3) 支配権を喪失しない範囲で子会社持分を処分した場合の会計処理

支配権を喪失しない状況において子会社に対する長期持分投資を部分的に処分する場合、親会社は連結財務諸表の中で、処分対価と純資産の相当額との差額は、資本剰余金(資本金割増または株式資本金割増)で調整し、資本剰余金が不足し相殺できないものは、留保利益で調整します。

(4) 一部の投資持分を処分する等により投資先に対する支配権を喪失した場合の会計処理

一部の持分投資を処分する等により投資先に対する支配権を喪失した企業は、連結財務諸表の作成時に、残存持分に対し、その支配権喪失日の公正価値で再測定を行わなければなりません。持分を処分して取得した対価と残存持分の公正価値の合計から、旧持分比率により取得日または結合日から継続的に計算した旧子会社の純資産相当額を差し引いた差額を、支配権を喪失した当期の投資収益に計上し、同時に、のれんを減額します。関連するその他の包括利益等は、支配権の喪失時に当期の投資収益に振り替えます。

6. 移行規定

改訂33号準則は、2014年7月1日から適用されます。本改訂準則を最初に適用する際、本準則の規定に基づき投資先を再評価し、連結財務諸表の範囲に含めるべきかどうかを確定しなければなりません。本準則を適用することにより連結範囲に変化が生じる場合、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、遡及適用しなければなりません。なお、比較期間に既に支配権を喪失している旧子会社に対しては、遡及修正は行いません。

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
林 和彦 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 植木 拓磨 / 河原崎 研郎
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 川島 智之

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
滝野 恭司 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029 , PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022 , PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中国室、執筆協力: デロイト中国、税理士法人トーマツほか

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited